

射水市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について

認知症の人が日常生活での偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合（他人に怪我を負わせた、他人の物を壊した、国内で電車等を走行不能にさせた等）、これを補償する保険に市が加入することにより、認知症の人やご家族を支援し、住み慣れた地域での安心な暮らしの実現を目指すものです。

○加入できる方

射水市認知症高齢者等みまもりあい事業に登録している人のうち、以下すべての要件を満たす人

- ◆射水市の要介護認定または要支援認定を受けており、認定調査または主治医意見書で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上またはそれに準ずる状態かつ、障害高齢者の日常生活自立度で寝たきりではない
- ◆在宅で生活している（入院、施設に入所の方、グループホームや軽費老人ホームで生活している方は、本事業の対象にはなりません）
- ◆この事業の保険と同種の補償内容の保険、共済等に参加していない

○補償内容

日常生活での偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合（他人に怪我を負わせた、他人の物を壊した、国内で電車等を走行不能にさせた等）に、保険が適用されます。

補償額の上限：個人賠償1億円

○自己負担

無料（市が負担）

○申し込み方法

射水市役所地域福祉課へ下記申請書を提出ください。

- ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業利用申請書（様式第1号）

○申請結果及び保険の開始日のお知らせ

射水市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業利用申請結果通知書（様式第2号）にてお知らせします。

○申請内容の変更及び終了の場合

射水市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業利用（変更・廃止）届（様式第3号）を提出ください。

問合せ先

射水市役所 福祉保健部 地域福祉課

所在地：〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話：0766-51-6625 FAX：0766-51-6657